

令和 4 年 6 月 29 日

株 主 各 位

仙台市青葉区国分町三丁目 1 番18号

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀 井 文 行

第109回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第109回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第109期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき18円50銭と決定いたしました。（中間配当金17円50銭とあわせて年36円）

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、定款変更の内容は次のとおりであります。

(1) 事業目的の変更

当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行いました。

(2) 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めました。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更いたしました。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、第14条（電子提供措置等）第1項を新設いたしました。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第14条（電子提供措置等）第2項を新設いたしました。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除いたしました。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を新設いたしました。

なお、本附則は期日経過後に削除することといたしました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

○第109期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。

なお、口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認」のご案内をご送付申し上げましたので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

○配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認資料としてご利用いただけます。